

○足利市議会災害対策支援本部運営要領

(平成 30 年 8 月 31 日制定)

(令和元年 6 月 18 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、足利市議会基本条例（平成 25 年足利市条例第 25 号）第 13 条の 3 第 2 項の規定に基づき、足利市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 支援本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 議員への災害に関する情報の提供に関すること。
- (4) 議員からの災害に関する情報の収集及び整理集約した情報の足利市対策本部（以下「市対策本部」という。）への提供に関すること。
- (5) 国、県その他関係機関への要望等に関すること。
- (6) 市対策本部からの依頼事項の実行に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか災害対策のため特に必要な事項

(組織等)

第 3 条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括する。
- 3 本部長は、支援本部を招集する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは支援本部に第 7 条第 2 項に規定する地区担当議員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。
- 5 副本部長は、副議長をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、議会運営委員をもって充てる。

(支援本部の設置場所等)

第 4 条 支援本部の設置場所は、足利市役所本庁舎 3 階応接室とする。ただし、災害により足利市役所本庁舎が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付して定めた場所のうちから議長が指定する。

- 2 議長は、支援本部を設置したときは、議員及び市対策本部にその旨を通知するものとする。
- 3 支援本部の構成員は、前条第 3 項に規定する招集があったときは、第

1項に規定する設置場所に直ちに参集しなければならない。

(支援本部の廃止)

第5条 議長は、次に掲げる場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に措置が講じられていると認められるときは、支援本部に諮り支援本部を廃止する。

(1) 市対策本部が廃止された場合

(2) 定例会又は臨時会が開会された場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められた場合

(災害対策支援会議)

第6条 本部長は、情報共有のため議員への説明が必要となる場合、災害対策支援会議（以下「支援会議」という。）を開催することができる。

2 支援会議は、議員全員をもって構成する。

3 支援会議の議題は、本部長が支援本部に諮って決定する。

4 本部長又は副本部長に事故あるとき又は欠けたときは次の表に掲げる順位に従い、その職にあるものが職務を代理する。

順位	職名
第1位	議会運営委員会 委員長
第2位	議会運営委員会 副委員長
第3位	総務企画防災常任委員会 委員長
第4位	総務企画防災常任委員会 副委員長

(地区組織)

第7条 地区の災害対策及び被災地、避難所等の状況調査を行うため、地区組織を設置する。

2 地区組織は、当該地区を担当する議員（以下「地区担当議員」という。）をもって構成する。

3 地区組織の名称及び対象区域並びに地区担当議員は、議員の住所等を考慮して議員の改選の都度議長が定める。

4 議長及び副議長を除き、議員は、いずれか一の地区組織に所属するものとする。

(隊長及び副隊長)

第8条 地区組織に隊長及び副隊長を置く。

2 隊長は、地区組織の事務及び地区担当議員を統括する。

3 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は隊長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 隊長は、地区担当議員のうち議会運営委員である者の中から互選により選出する。ただし、地区組織に議会運営委員が地区組織に在籍しない場合はこの限りではない。

5 副隊長は、地区担当議員の中から互選により選出する。

(地区担当議員等の業務)

第9条 地区担当議員は、次に掲げる業務を行い、その結果を当該地区組織の隊長に報告するものとする。

(1) 平時の地区の災害対策の課題の把握

(2) 災害時の被災地、避難所等の状況調査及び情報収集

2 隊長は、所管する地区の情報を集約し、支援本部に報告するとともに、支援本部からの情報を当該地区的地区担当議員に報告するものとする。

(庶務)

第10条 支援本部の庶務は、議会事務局において処理するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。